

参考資料

以下の状態にある方は、原則航空機を使用した移動には適しておりませんが、病状、体調等が安定しており、診断書により医師が搭乗の適性があると判断した場合は、搭乗頂けることもございますので、ご相談ください。

- 0 1 症心不全、不安定狭心症、急性心筋梗塞発症後 6 週間以内、コントロール不良な重症不整脈等の重篤な心疾患を持つ状態および心疾患手術後（カテーテル手術を含む）の病状不安定機（21 日以内）、血管造影 72 時間以内、血管造影（動脈拡張）後 4 日以内、肺水腫。
- 0 2 血栓性静脈炎、無治療の深部静脈血栓症、肺動脈血栓塞栓症、肺塞栓
- 0 3 重症呼吸不全、重症慢性閉塞性肺疾患、重症気管支喘息、肺の拡張が完全でない気胸、血気胸、肺炎、肺気腫、肺線維症、胸部手術後 14 日以内。
- 0 4 脳卒中（脳梗塞、くも膜下出血、脳出血、一過性脳虚血発作等）急性期（発病後 4 週間）、頭蓋内圧場上昇を来す疾患やコントロール不十分な痙攣性疾患（てんかん）、頭蓋手術 14 日以内、検査等で中枢神経系に空気の残存する状態。
- 0 5 重症貧血、鎌状赤血症、異常ヘモグロビン症。
- 0 6 胃腸出血、吐血、下血・出血の危険のある消化器疾患（胃潰瘍・十二指腸潰瘍急性期）、腸閉塞、大腸ポリペクトミー術後 1 週間以内、大腸検査当日、腹部の大手術（虫垂、腹腔鏡手術（鍵穴）を含む）14 日以内、服腔鏡検査 14 日以内。
- 0 7 耳鼻咽喉科疾患急性期（中耳炎、副鼻腔炎）、中耳の術後及び扁桃切除 14 日以内、あごのワイヤー矯正、著しい開口障害を有する状態。
- 0 8 眼球内手術 14 日以内、穿通性眼外傷で眼球内のガスが全て吸収されていない状態、白内障手術・角膜レーザー手術後 4 日以内
- 0 9 術後の創部が十分に治癒していない状態、術後の体内に空気や他の機体が残存している状態

1 0 減圧症（潜水病）急性期の状態

1 1 重症骨折（フルギプス等）受傷後 48 時間以内、やけど

1 2 五類感染症のうち航空機内にて他者に伝染する恐れのある感染症および学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、結核、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎）のうち学校保健安全法による出席停止期間の基準を過ぎていない状態。風疹、水痘、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎は学校保健安全法で具体的な日数が定められていないが、発症後 10 日以内の場合とし、発症後 11 日を経過している場合、診断書は不要とする。

	病名	診断書の対象期間
1	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
8	流行性角結膜炎（はやり目）	伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで
9	急性出血性結膜炎（アポロ熱）	伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで
10	結核	伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで

1 3 出産予定日から 28 日以内にある妊婦（産科医が搭乗の適性を証明する場合は、医師の付き添いは条件といたしません）。ただし、国際線においては出産予定日から 14 日以内、国内線においては出産予定日から 7 日以内の搭乗の場合は、産科医の同伴が条件となります。

1 4 生後 7 日以内の新生児